公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンター 事業掛金負担者及び掛金に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、定款第509条第4項の規定に基づき、公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンター(以下「センター」という。)の事業掛金負担者に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規定において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる
 - (1) 中小企業 常時雇用する従業員の数が300人以下の法人及び個人事業所をいう。
 - (2) 掛金負担者 定款第50条に規定した者で、第3条に定める資格を有し、第4条に 定める入会手続き完了者をいう。

(掛金負担者の資格)

- 第3条 掛金負担者になることができる者は、次の各号の一つに該当するもとする。
 - (1) 上越地域の中小企業に勤務する勤労者及び事業主
 - (2) その他理事長が適当であると認めた者

(入会手続)

- 第4条 センターの掛金負担者として入会しようとする者は、所定の入会申込書に関係書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、入会を承認したときは、会員証を交付するものとする。

(資格の発生)

第5条 掛金負担者の資格は、第4条第1項の規定により承認を受けた日の属する月の初日から発生する。

(掛金)

第6条 掛金は、掛金負担者一人につき月額800円とし、掛金の納入は、承認を受けた日の属する月から退会日の属する月までとする。

(掛金の納入方法)

第7条 掛金は3ヶ月に1回先払いするものとし、その月は、4月、7月、10月及び1 月のセンターが指定する日に指定金融機関の口座から振替により納入するものとする。

- 2 前項に規定する掛金の振替金額は、振替月の1日現在の掛金負担者に一人当たりの月 額掛金を乗じて得た額の3ケ月分の額とする。振替月以降の掛金負担者数の変更による 過不足額は次回の振替の際に調整するものとする。
- 3 第1項の規定による掛金の納入が困難な場合は、別に定める方法により納入するものとする。

(掛金の使涂)

第8条 第6条の掛金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的 事業に使途しなければならない。

(退会)

- 第9条 掛金負担者は次の各号の一つに該当するときは、退会届に会員証を添えて、理事 長に提出しなければならない。
 - (1) 第3条1項の規定に基づく資格を失ったとき
 - (2) 前号以外の理由により任意で退会するとき
- 2 前項の規定に基づき掛金負担者たる資格を喪失する日は、届け出のあった日の属する 月の末日とする。

(掛金の返環)

第10条 掛金の納入後に事業所の全ての掛金負担者が退会したときは、先払いされた掛金は返還しない。ただし、一部の掛金負担者が退会したときは、先払いされた掛金うち退会届の提出があった日の属する月の翌月以降の掛金は、返還する。

(変更届)

第11条 掛金負担者は、加入時に届け出た事項に変更が生じたときは、すみやかに理事 長に変更届を提出しなければならない。

(資格の取消し)

- 第12条 理事長は、次の各号の一つに該当したときは、掛金負担者の資格を取り消すことができる。
 - (1) 掛金を3ケ月以上滞納し、引き続き納入の見込みがないと認められるとき
 - (2) センターの事業を妨げる行為をしたとき
 - (3) 偽りその他不正行為によりセンターの事業により利益を受けようとした又は受けたとき
 - (4) センターの定款及び規則に違反し、又はセンターの信用を失わせしめるような 行為をしたとき

- 2 理事長は、前項の規定により資格を取り消したときは、当該掛金負担者に対して、その理由を付した資格取消通知書により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により掛金負担者の資格を取り消された者は、直ちに会員証を理事長に 返還しなければならない。

(委任)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規定は、公益法人設立登記の日から施行する。
- 2 従前の財団法人上越勤労者福祉サービスセンターに既に入会している者については、 第4条の規定に基づく入会手続きを完了した者とみなす。
- 3 従前の財団法人上越勤労者福祉サービスセンター事業に関する諸様式については、当 分の間使用することができる。

附則

この規定は、令和5年3月23日から施行する。